

平成27年度 税制改正のポイント

中小企業向け

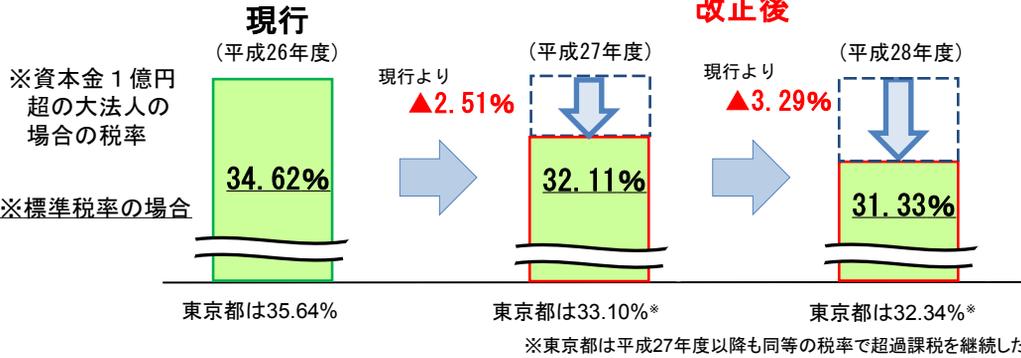
法人実効税率の引き下げをはじめ
中小企業の活力を後押しする税制改正が実現！

名張商工会議所
日本商工会議所

※本チラシ内の「中小企業者」とは資本金1億円以下の法人です

法人実効税率の引き下げが実現！

○平成27年度に法人実効税率（現行：34.62%）が2.51%引下げられ、32.11%となります
（国税：現行25.5% → 平成27年度23.9%（▲1.6%引下げ））



* 法人税改革の第二段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。
（平成27年度与党税制改正大綱）

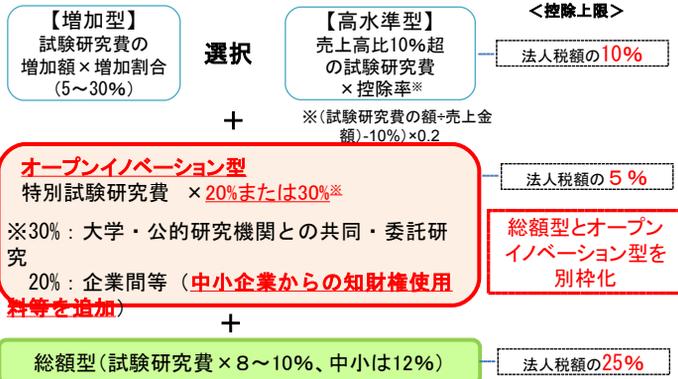
中小法人の軽減税率の延長<2年間>

○中小事業者に適用される国税の法人税率の軽減税率（15%）が、平成28年度末まで2年延長されます

法人税法における税率(本則)		租税特別措置法における軽減税率
年800万円以下の所得金額	19%	15%
年800万円超の所得金額	23.9%	-

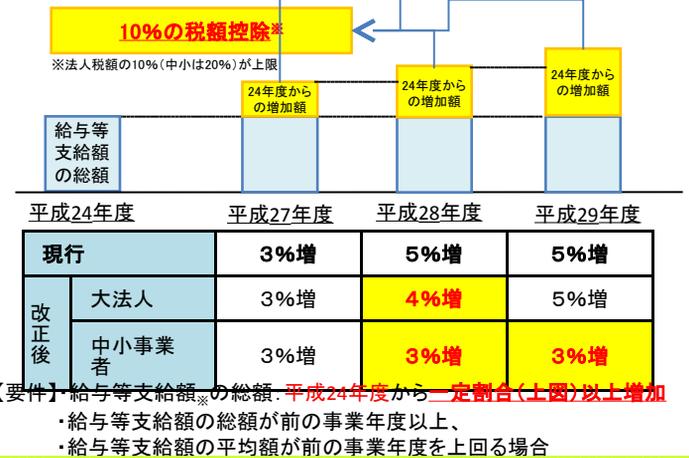
研究開発促進税制の延長・重点化

○研究開発税制の総額型から、大学・公的研究機関や、企業間での共同委託研究等の「特別試験研究費」の部分を別枠化し、税額控除率を拡充したオープンイノベーション型が創設されます



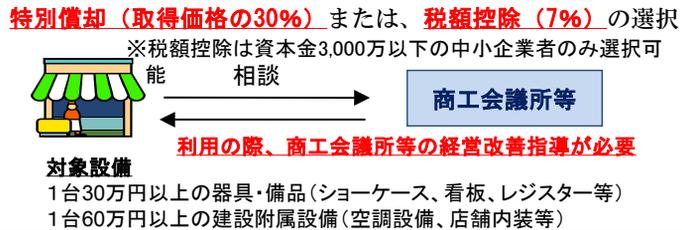
所得拡大促進税制の拡充<3年間>

○所得拡大促進税制の給与増加要件が緩和されます



商業・サービス業活性化税制の延長<2年間>

○商業・サービス業を営む中小企業者が、商工会議所等の経営改善等の指導を受けて、店舗等の設備投資を行った場合の減税が、平成28年度末まで延長されます



外形標準課税の見直し<資本金1億円超の企業>

○大法人（資本金1億円超）の法人事業税における外形標準課税が2年間で段階的に2倍となります。一方で、所得割に関しては2年間で段階的に2/3に引き下げとなり、所得割と外形標準課税の比率が現行の3：1から1：1となります。
○賃上げへの取組みを阻害しないよう、一定以上の賃上げ分を控除する仕組みが導入されます（平成29年度末まで）
○地域の経済・雇用を支える中堅企業（付加価値額30億円以下）について、外形拡充により税負担が増加する場合は負担増加額の50%が軽減されます（平成28年度末まで）

	現行	27年度	28年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本金割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の創設

○地方創生実現のため、地方における本社機能等の事業拠点の新設・拡充に取り組む企業に対して、オフィスに係る建物（本社・研究所等）に関する設備投資減税、雇用促進税制等の措置が創設されます

拡充型（含対内直投）

地方にある企業の本社機能等の強化以下の要件を満たす自治体策定計画を国が認定

- 1.地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
- 2.地方自治体が独自で補助金や融資制度を設ける等、本社機能の受入促進策を講じていること

オフィス減税

企業の地方拠点強化実施計画（知事承認）
オフィスに係る建物（本社・研究所・研修所）等の取得価額に対し、**特別償却15%、税額控除4%**

雇用促進税制

- ①法人全体の雇用増加率10%以上の場合、増加雇用者**1人あたり50万円を税額控除**
- ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除

移転型

東京23区からの移転である場合は支援措置を深堀り

以下の要件を満たす自治体策定計画を国が認定

- 1.地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
- 2.本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化実施計画（知事承認）

オフィス減税

オフィスに係る建物（本社・研究所・研修所）等の取得価額に対し、**特別償却25%、税額控除7%**

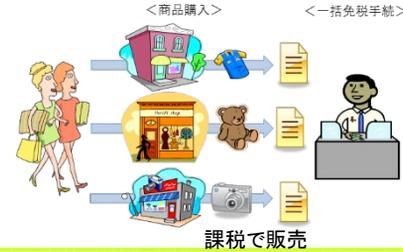
雇用促進税制

- ①地方拠点の新規雇用により**1人あたり80万円（雇用増加率10%超）もしくは、50万円（雇用増加率10%未満）を税額控除**
- ②東京から地方拠点へ移転した従業員は**30万円を税額控除**
- ③地方拠点および法人全体で増加した従業員数を維持している場合には、**1人あたり30万円の税額控除を3年間継続適用可能**

※固定資産税、不動産取得税、事業税（移転型のみ）の減免措置について、地方交付税によって減収額を補填する措置をあわせて創設

外国人旅行者向け消費税免税店の拡大

- 商店街やショッピングモールが「免税手続きカウンター」を設置した場合に、各店舗の免税手続きをまとめて行うことが可能になります
- 商店街やショッピングモールの複数店舗における購入額を合算して、免税販売の対象とすることが可能になります



免税手続きカウンター
・免税手続
・消費税相当額の返金

商業地の固定資産税の負担軽減措置の延長

- 商業地の固定資産税の負担軽減措置（負担水準60%～70%における据置措置、条例減額措置）が平成29年度末まで3年間延長されます

ふるさと納税制度の見直し

- 住民税の特例控除額が拡充されます（上限：個人住民税所得割の1割→2割）
- 申告手続きが簡素化されます（確定申告を行わない人は、寄附先の自治体が本人に代わって控除手続をする「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設）



円滑な事業承継促進のための措置

- 贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者（2代目）が、贈与後5年間の事業継続要件等を満たし、3代目に対する株式の再贈与を行う場合に、2代目に贈与税の納税義務が生じないようにします



贈与税の納税猶予制度を適用可能に

住宅税制の拡充

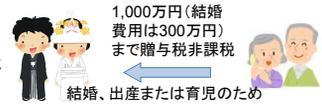
- 住宅ローン減税が平成31年6月入居まで延長されます
- 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置が拡充・延長されます



住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の拡充	消費税率10%の適用		消費税率8%の適用	
	質の高い住宅	一般住宅	質の高い住宅	一般住宅
現行			1,000万円	500万円
平成27年	—	—	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月～28年9月	—	—	1,200万円	700万円
平成28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

- 直系尊属（贈与者）が、20歳以上50才未満の子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚、出産または育児のための資金を拠出する場合、1千万円までの贈与税を非課税とする措置が創設されます



繰越欠損金控除制度の縮減＜資本金1億円超の企業＞

- 大法人（資本金1億円超）の控除限度額が、平成27年度に65%、平成29年度に50%に段階的に引き下げ（中小企業は対象外）
- 繰越期間は中小企業を含め、平成29年度以降10年へ延長されます

	現行	27年度	28年度	29年度
大企業	控除限度	80%	65%	50%
	繰越期間	9年	9年	9年
中小企業	控除限度	100%	100%	100%
	繰越期間	9年	9年	9年

受取配当益金不算入の縮減

- 現行の持ち株比率の基準を見直し、5%以下の場合は20%、1/3以下の場合は50%、それぞれ益金不算入となります

＜現行＞		＜平成27年度以降＞	
持ち株比率	益金不算入割合	持ち株比率	益金不算入割合
25%未満	50%	5%以下	20%
25%以上	100%	5%超1/3以下	50%
		1/3超	100%

商業登記規則の改正

○会社法の改正により、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に登記することが盛り込まれたが、役員変更登記と併せて監査役の監査範囲に係る登記を行えば、役員変更登記以外の登録免許税負担が生じないことになりました

（本チラシは、平成27年1月13日現在の情報をもとに作成しております。）